

（緩衝装置）

**第11条** 次の表の第1欄に掲げる自動車については、同表第2欄に掲げる規定は、同表第3表に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和35年3月31日以前に製作された自動車	保安基準第14条	20キロメートル毎時	25キロメートル毎時
二 昭和58年12月31日以前に製作された自動車（緩衝装置に係る改造を行ったものを除く。）	保安基準第14条	車両総重量2トン未満の被牽引 <sup>けん</sup> 自動車	車両総重量2トン未満の自動車